



2026年3月24日

各 位

会社名 メディカル・データ・ビジョン株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩崎 博之
 (コード番号：3902 東証プライム)
問合せ先 執行役員経営企画本部長 小倉 健次
 (TEL. 03 - 5283 - 6911)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2026年2月27日付「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2026年2月27日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2026年4月23日までの間、整理銘柄に指定された後、2026年4月24日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は2026年2月27日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合比率

当社株式について、7,253,607株を2株に併合いたします。

(3) 減少する発行済株式総数

37,856,768株

(注) 当社は、2026年2月27日開催の取締役会において、2026年4月27日付で当社の自己株式2,170,748株(2025年12月31日現在、当社が所有する株式の全部)を消却することを決議しておりますので、

「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

(4) 効力発生前における発行済株式総数

37,856,778 株

(注) 「効力発生前における発行済株式総数」は、2025年12月31日現在の当社の発行済株式数(40,027,526株)から、当社が2026年4月27日付で消却を行う予定の自己株式の数(2,170,748株)を控除した株式数です。なお、かかる自己株式の消却については、2026年2月27日付で開催された取締役会において決議しております。

(5) 効力発生後における発行済株式総数

10 株

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

40 株

(7) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金額の額

① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、日本生命保険相互会社(以下「公開買付者」といいます。)及びSBIホールディングス株式会社(以下「SBIホールディングス」といいます。)以外の株主の皆様は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付致します。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を最終的に公開買付者のみとするを目的とする一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として行われるものであること、当社株式が2026年4月24日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者が買い取ることを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である1,693円を乗じた金額に相当する金銭を書く株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

② 売却に係る株式を買い取る者となることを見込まれる者の氏名又は名称

日本生命保険相互会社

- ③ 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を自己資金により賄うことを予定しているとのことです。

当社は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された、公開買付者の預金残高に係る 2025 年 12 月 15 日付残高証明書を確認しており、また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

- ④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2026 年 5 月中旬を目途に会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定の基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却し、公開買付者において当該当社株式を買い取ることにについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026 年 6 月中旬を目途に公開買付者において買い取りを行う方法により当該当社株式を売却し、その後当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2026 年 8 月中旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する時間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

2. 第 2 号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご了承いただきました。当該変更の内容の詳細は、2026 年 2 月 27 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2026 年 4 月 28 日に効力が発生する予定です。

- ① 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 40 株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式数は 10 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式

数の定めを廃止するため、当社定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）の全文を削除するものであります。

- ③ 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに、当社の株主は公開買付者及び SBI ホールディングスのみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社定款第12条（定時株主総会の基準日）及び第17条（電子提供措置等）の全文を削除するものであります。
- ④ 上記のほか条数の繰上げその他所要の変更を行うものであります。

3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2026年3月24日（火）（本日）
整理銘柄指定日	2026年3月24日（火）（本日）
当社株主の最終売買日	2026年4月23日（木）（予定）
当社株式の上場廃止日	2026年4月24日（金）（予定）
本株式併合の効力発生日	2026年4月28日（火）（予定）

以 上